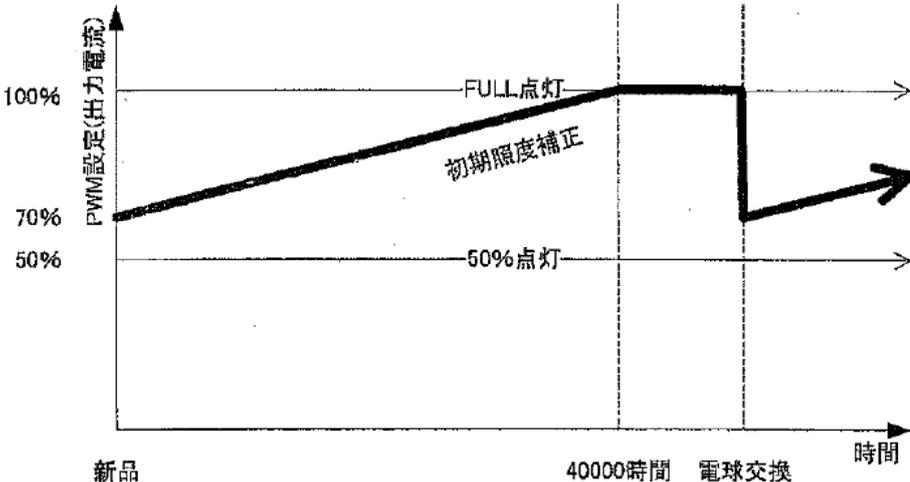


項目	消費電力が変化する直流電源装置の許容差の扱いについて
<p>1 内容</p> <p>当該製品は、LED照明用灯具に接続して用いられる電源装置であり、その形状から特定電気用品のうち、交流用電気機械器具の「直流電源装置」で対象となるものです。</p> <p>当該製品は、出力電流を可変する機能、ならびに電源のON時間を積算する機能を有しています。ON時間の積算値からLED照明の劣化による輝度変化を推定し、その劣化を補う形で電源の出力を連動させ、LED照明の使用開始時からその寿命までの間の照度を一定に保つようにしたものです。(下図参照)</p>  <p>この製品の評価において、電気用品の技術基準の解釈の解説「別表第八1(4)消費電力等の許容差」の判定のための測定は、どのように行えば宜しいでしょうか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>当該技術基準では、「消費電力等がほぼ一定となった時」に測定することと規定されていますが、40,000時間をかけて出力電流が上昇する当該製品では、その最大出力を発揮しない状態で判定を行なうこととなります。しかし、消費電力等の表示の目的として、最大負荷を示すことでその製品の安全をユーザーに担保とすることが考えられます。よって、本製品においては最大出力を模擬した製品による測定が妥当と考えます。</p>	